

確定保険料額の記入方法

- (1) まずは、労働保険対象者の範囲（P.4～5）・労働保険対象賃金の範囲（P.6）を参考に同封の「**確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表**」を作成してください。これが確定保険料及び一般拠出金を算出する基礎になります。
- (2) 確定保険料及び一般拠出金は、平成24年度中に支払われた（又は確定した）賃金総額（千円未満切り捨て）に保険料率（労災保険率、雇用保険率、拠出金率）を乗じて計算してください。

保険料額及び一般拠出金額の**1円未満の端数は切り捨て**てください。

概算保険料額の記入方法

概算保険料は、平成25年度中に支払われることが予定される賃金総額の見込み額をもとに申告書に印字されている保険料率によって計算しますが、労災・雇用保険分の賃金総額の見込み額は、前年度と比較して50/100（2分の1）以上200/100（2倍）以下の場合は、前年度確定賃金総額と同額を概算賃金総額の見込額としてください。

記入例 1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

平成24年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表
(算定期間 平成24年4月～平成25年3月)

※概算・確定保険料・一般拠出金申告書(事業主控)と一緒に保管してください

労働保険 番号	府県	所管	管轄	基礎番号	枝番号	出向者の有無 受 0名 出 0名	事業の名称 株式会社〇〇〇	電話	事業の所在地 〇〇市〇〇区-〇-〇	郵便番号	具体的な業務又は作業の内容 卸売業・小売業
XX	1	01	234214	000				XXXX-XXXX-XXXX	〇〇市〇〇区-〇-〇	XXXX-XXXX	

区分	労働保険および一般拠出金(対象者数及び賃金)						雇用保険(対象者数及び賃金)									
	① 常用労働者		② 役員で労働者扱いの人		③ 臨時労働者		④ 合計 (①+②+③)		⑤ 常用労働者、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人(日雇労働被保険者に支払った賃金を含む)		⑥ 役員で雇用保険の資格のある人(実質的な役員報酬分を除きます)		⑦ 合計 (⑤+⑥)		⑧ 免除対象高年齢労働者数	
平成24年 4月	12人	3,044,281円	1人	400,000円	2人	190,400円	15人	3,634,681円	12人	3,044,281円	1人	400,000円	13人	3,444,281円	2人	516,744円
5月	12	2,795,370	1	400,000	2	231,400	15	3,426,770	12	2,795,370	1	400,000	13	3,195,370	2	516,744
6月	12	2,978,421	1	400,000	2	211,821	15	3,590,241	12	2,978,421	1	400,000	13	3,378,421	2	516,744
7月	12	3,542,542	1	400,000	2	240,000	15	3,699,282	12	3,542,542	1	400,000	13	3,942,542	2	516,744
8月	12	5,205,100	1	400,000	2	231,400	15	5,205,100	12	5,205,100	1	400,000	13	5,205,100	2	753,656
9月	12	7,506,200	1	400,000	2	231,400	15	7,506,200	12	7,506,200	1	400,000	13	7,506,200	2	843,384
10月	12	2,978,421	1	400,000	2	211,821	15	3,590,241	12	2,978,421	1	400,000	13	3,378,421	2	516,744
11月	12	3,542,542	1	400,000	2	240,000	15	3,699,282	12	3,542,542	1	400,000	13	3,942,542	2	516,744
12月	12	5,205,100	1	400,000	2	231,400	15	5,205,100	12	5,205,100	1	400,000	13	5,205,100	2	753,656
合計	144	49,351,093	12	4,800,000	24	2,614,100	180	56,765,193	144	49,351,093	12	4,800,000	156	54,151,093	24	7,847,096

※A 次のBの表以外の場合、各月賃金締切日等の労働者数の合計を記入し⑨の合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

※B 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物取扱の事業においては、平成24年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

(平成24年度に使用した延労働者数/平成24年度における所定労働日数)

氏名	役職	雇用保険の資格
〇〇〇〇	取締役	有・無
〇〇〇〇	〇〇〇〇	有・無
〇〇〇〇	〇〇〇〇	有・無
〇〇〇〇	〇〇〇〇	有・無

免除対象高年齢労働者
平成24年4月1日現在、満64歳以上(昭和23年4月1日以前生まれ)の労働者
氏名 生年月日
〇〇〇〇 昭和19年〇月〇日
〇〇〇〇 昭和20年〇月〇日

ただし、64歳以上であっても、季節労働者等の短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者の方は、保険料が免除になりません。

労働保険対象者数	④の合計額(千円未満を切り捨てた額)	56,765
雇用保険対象者数	A 雇用保険対象者数 ④の合計額(千円未満を切り捨てた額)	54,151
	B 免除対象高年齢労働者数 ④の合計額(千円未満を切り捨てた額)	7,847
一般拠出金	⑩の合計額(千円未満を切り捨てた額)	56,765

と が同額の場合申告書記載方法は19ページの例を参照してください

差引額の計算 記入例1

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
（一括有期事業を含む。）

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹 番号 枝 番号
XX101234215-000

② 増加年月日（元号：平成は7） ③ 事業廃止等年月日（元号：平成は7）

④ 常時雇用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高年齢労働者数

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類
01 111 9801 50

あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇
〇-〇-〇
〇〇労働局 uaj39uuy
労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定	区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）
労働保険料	(イ)		16.50	823,781
労働保険分	(ロ)	56765	3.50	198,677
雇用保険法適用者分	(ハ)	54151		
高年齢労働者分	(ニ)	7847	13.50	105,934
保険料算定対象者分	(ホ)	46304	13.50	625,104
一般拠出金	(ヘ)	56765	0.05	2,838

概算	区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）
労働保険料	(イ)		16.50	823,781
労働保険分	(ロ)	56765	3.50	198,677
雇用保険法適用者分	(ハ)	54151		
高年齢労働者分	(ニ)	7847	13.50	105,934
保険料算定対象者分	(ホ)	46304	13.50	625,104

⑮ 事業主の郵便番号（変更のある場合記入） ⑯ 事業主の電話番号（変更のある場合記入）

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額 784,984

⑲ 増加概算保険料額

⑳ 差引額 (イ) ⑱-⑩の(イ) 38,797 (ハ) ⑱の(イ)-⑱ (ロ) ⑱-⑩の(イ) 38,797

期別	納付額	⑳ (イ) 概算保険料額	㉑ (ロ) 労働保険料当額	㉒ (ハ) 不足額	㉓ (ニ) 今期労働保険料	㉔ (ホ) 一般拠出金当額	㉕ (ヘ) 一般拠出金	㉖ (ト) 今期納付額
第1期	274,595	274,595	274,595	38,797	274,593	274,593	2,838	274,595
第2期	274,593	274,593	274,593		274,593	274,593		274,593
第3期	274,593	274,593	274,593		274,593	274,593		274,593

今期納付額の計算

㉒ (イ) 274,595円 + ㉒ (ハ) 38,797円 + ㉒ (ヘ) 2,838円 = 今期納付額 ㉒ (ト) 316,230円

⑭ (イ) 欄の概算保険料額が40万円以上（保険関係区分「111」以外の場合は20万円以上）の場合、これを3回に分けて納付（延納）することができます。

⑰欄は延納する場合は③、一括納付する場合は①と記入してください。

〔計算方法〕

平成25年度概算保険料額が823,781円の場合

823,781 ÷ 3 = 第1期分㉒ (イ) 274,595円
第2期分㉒ (チ) 274,593円
第3期分㉒ (ル) 274,593円

※余りが生じた時は必ず第1期分へ加算してください。
（余りは必ず1円または2円）

記入例 2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当をする場合）

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

※今年度より様式が変更となりました。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、原則として、全期又は1期目の労働保険料額と一般拠出金に充当し、余りがある場合には、2期目、3期目に充当することになります。
 - (2) 1期から3期目に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
- なお、請求手続については、18頁の「**記入例 3 充当後還付額が出る場合**」を参照ください。

充当のパターン

以下の3パターンがあります。

「労働保険料のみ充当」

「一般拠出金のみ充当」

「労働保険料及び一般拠出金に充当」

記入例 2 ① 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業（一括有期事業を含む。）

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

18 申告済概算保険料額 1,248,654円

10(イ) 確定保険料額 823,781円

20(イ) 充当額 424,873円

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（△）の所で折り曲げてください。）

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

XX101234214-000

② 増加年月日（元号：平成は7）

元号 月 日 年 月 日 年 月 日

③ 事業廃止等年月日（元号：平成は7）

元号 月 日 年 月 日 年 月 日

④ 常時雇用労働者数

⑤ 雇用保険被保険者数

⑥ 免除対象高年齢労働者数

⑦ 区分

算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額

⑨ 保険料・一般拠出金率

⑩ 確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）

⑪ 区分

算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額

⑬ 保険料率

⑭ 概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）

⑮ 事業主の郵便番号（変更のある場合記入）

⑯ 事業主の電話番号（変更のある場合記入）

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額 1,248,654円

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 差引額

(イ) 充当額 424,873円

(ロ) 還付額

(ハ) 不足額

(ニ) 労働保険料のみ充当

(ホ) 労働保険料及び一般拠出金に充当

㉑ 期別納付額

第1期 274,595円

第2期 274,593円

第3期 274,593円

㉒ 事業又は作業の種類 卸売業・小売業

㉓ 保険関係成立年月日

㉔ 事業廃止等理由

㉕ 郵便番号 XXX-XXXX

㉖ 電話番号 (XXX) XXX-XXXX

〔計算方法〕

⑭(イ) 823,781 ÷ 3 =

第1期分 ㉑(イ) 274,595円

第2期分 ㉑(チ) 274,593円

第3期分 ㉑(ル) 274,593円

※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。（余りは必ず1円または2円となります）

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

〔今期納付額の計算〕

第1期	㉑(イ) 274,595円	-	㉑(ロ) 274,595円	+	㉑(ハ) 2,838円	=	今期納付額 ㉑(ト) 2,838円
第2期	㉑(チ) 274,593円	-	㉑(リ) 150,278円			=	今期納付額 ㉑(ヌ) 124,315円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例 2 ② 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業（一括有期事業を含む。）

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

申告済概算保険料額 1,248,654円

⑩(イ) 確定保険料額 823,781円

②①(イ) 充当額 2,838円

②①(ロ) 還付額 422,035円

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（△）の所で折り曲げてください。）

⑦ 区分 算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額

⑨ 保険料・一般拠出金率

⑩ 確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）

⑪ 区分 算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額

⑬ 保険料率

⑭ 概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）

⑮ 事業主の郵便番号（変更のある場合記入）

⑯ 事業主の電話番号（変更のある場合記入）

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額 1,248,654円

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 差引額

㉑ 全期又は第2期又は第3期 納付額

㉒ 事業又は作業の種類 卸売業・小売業

㉓ 保険関係成立年月日

㉔ 事業廃止等理由

〔計算方法〕

⑭(イ) 823,781 ÷ 3 = 第1期分㉑(イ) 274,595円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
第2期分㉑(チ) 274,593円
第3期分㉑(ル) 274,593円
(余りは必ず1円または2円となります)

〔今期納付額の計算〕

第1期	㉑(イ) 274,595円	-	㉑(ロ) 0円	+	㉑(ハ) 0円	=	今期納付額 ㉑(ト) 274,595円
第2期	㉑(チ) 274,593円	-	㉑(リ) 0円	=			今期納付額 ㉑(ヌ) 274,593円

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。

... 17 ...

記入例 3 充当後還付額が出る場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

31759

種別 32701

※修正項目番号

※入力設定コード

①都道府県 ②所管 ③管轄 ④基幹番号 ⑤枝番号

①労働保険番号 XX101234214-000

②増加年月日(元号：平成は7) ③事業廃止等年月日(元号：平成は7)

④常時雇用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数

⑦区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料・一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

⑪区分 ⑫保険料算定基礎額の見込額 ⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 ⑱申告済概算保険料額 ⑲申告済概算保険料額

⑳差引額 ㉑増加概算保険料額

㉒全期又は第2期又は第3期 ㉓事業又は作業の種類 ㉔保険関係成立年月日

㉕事業廃止等理由

①労働保険番号 ②増加年月日(元号：平成は7) ③事業廃止等年月日(元号：平成は7) ④常時雇用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ⑦区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料・一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨) ⑪区分 ⑫保険料算定基礎額の見込額 ⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬) ⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑰延納の申請 納付回数 ⑱申告済概算保険料額 ⑲申告済概算保険料額 ⑳差引額 ㉑増加概算保険料額 ㉒全期又は第2期又は第3期 ㉓事業又は作業の種類 ㉔保険関係成立年月日 ㉕事業廃止等理由

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

⑱ 申告済概算保険料額 2,506,778円

⑩(イ) 確定保険料額 823,781円

②⑩(イ) 充当額 826,619円

②⑩(ロ) 還付額 856,378円

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑱ 申告済概算保険料額 2,506,778円

⑲ 申告済概算保険料額

⑳ 差引額 ㉑ 増加概算保険料額

㉒ 全期又は第2期又は第3期 ㉓ 事業又は作業の種類 ㉔ 保険関係成立年月日 ㉕ 事業廃止等理由

①労働保険番号 ②増加年月日(元号：平成は7) ③事業廃止等年月日(元号：平成は7) ④常時雇用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ⑦区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料・一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨) ⑪区分 ⑫保険料算定基礎額の見込額 ⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬) ⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑰延納の申請 納付回数 ⑱申告済概算保険料額 ⑲申告済概算保険料額 ⑳差引額 ㉑増加概算保険料額 ㉒全期又は第2期又は第3期 ㉓事業又は作業の種類 ㉔保険関係成立年月日 ㉕事業廃止等理由

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)
(管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いします。)

記入例 4 労災・雇用保険料算定基礎額が同額の場合
(労働者が全員雇用保険被保険者である場合)

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

○確定保険料及び概算保険料額の計算方法

労災保険及び雇用保険分保険料算定基礎額（賃金総額）が同額の場合、労働保険料（労災+雇用）により計算してください。

※労災保険分・雇用保険分を各々計算せず、賃金総額に労働保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて算定します。

記入例 4

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準
字体

0123456789

下記のとおり申告します。

提出用

平成25年 6 月 11 日

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

（なるへく折り曲げないようにつじのしやむをえない場合には折り曲げマーカー（△）の所で折り曲げてください。）

同額

同額

⑦ 区分	算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで
確定 労働保険料	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 (イ) 78083 ⑨ 保険料一般拠出率 (ウ) 16.50 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨) 1288369
労働保険分	3.00
雇用保険法適用者分	15.50
高年齢労働者分	15.50
保険料算定対象者分	0.05
一般拠出金 (注1)	3904

⑪ 区分	算定期間 平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで
概算・増加概算 労働保険料	⑫ 保険料算定基礎額の見込額 (イ) 78083 ⑬ 保険料率 (ウ) 16.50 ⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬) 1288369
労働保険分	3.00
雇用保険法適用者分	13.50
高年齢労働者分	
保険料算定対象者分	

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)	⑰延納の申請 納付回数
⑰延納の申請 納付回数		

(8)⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「千」記号を付さないで下さい。

1円未満の端数は切り捨ててください。

徴収する一般拠出金

※記入例は、免除対象高年齢労働者がいない場合を示しています。

〈計算例〉

$$\boxed{\text{確定保険料}} \quad \textcircled{8}(\text{イ})78.083\text{千円} \times \textcircled{9}(\text{イ})16.50/1000 = \textcircled{10}(\text{イ})1,288.369\text{円}$$

概算保険料 ⑫(イ)78.083千円 × ⑬(イ)16.50/1000 = ⑭(イ)1.288.369円

... 20 ...